



横浜事務所 〒221-0056
横浜市神奈川区金港町6-3 横浜金港町ビル3階
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052
東京都港区赤坂2-23-1 アークヒルズフロントタワー RoP701号室
TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

気付いてましたか？ユニクロの近所に出店している某手芸専門店の戦略

言わずと知れた日本発のファストファッション界の雄、ユニクロですが、この近所に出店することによって着実に業績を伸ばしてきた某手芸専門店の存在に皆様お気づきでしたか？

比較的安価に流行のファッションを提供してくれるファストファッション業界ですが、ポピュラーであるが故に、同じ格好を見かけてしまうということがありますし、どこで買ったかも一目瞭然だったりします。この状態をそれぞれ「ユニかぶり」とか「ユニバレ」と呼ぶそうですが、おしゃれ願望を満足させてくれないというジレンマがあります。そこに目を付けた上述の手芸専門店！ユニクロの隣や同じビルの違うフロアに出店し、オリジナル仕様を仕立てる「デコクロ」なる流行を生み出してしまいました。それまでの手芸用品業界の顧客層は40～60代の女性でしたが20～30代へと「アラサー」顧客の獲得に成功したわけですね。実は同じころ、同業の手芸専門店の大手が倒産しています。業界そのものはギリギリだったのですが、見事に新規顧客層を開拓し、若い女性に古着をリメイクしてオリジナリティを出す「リメる」なる言葉まで生み出して、好業績のこの会社、「コバンザメ商法」などと揶揄する方もいるそうですが、近年は逆にこの手芸店の近くにユニクロが出店してきた例もあり、SUレターが志す“WIN WIN”な関係が築かれていると推察されます。

私はこのことを「ゲーム理論」の解説で知り、あまりにビックリして初めてそのお店に行ってみました。男性ですから、およそ手芸に縁のある人生を送ってきませんでしたし、今後もそうはならないと思いつつ……。

でも買っちゃいましたよ、カエルのアイロンプリント。そう、昔懐かしの「ど根性カエル」が自分で作れちゃうんです！男性諸氏にもマーケティングの勉強のつもりで足を運んでもらいたいです。

あえて店名は明かしません。行けばお分かりになるでしょうからね。

サラリーマンの副業で節税！？

サラリーマンの副業を勧めている書籍の中には、副業で赤字を出し本業の給与所得と相殺（いわゆる損益通算）することにより源泉税の還付を受けるという「節税策」に触れるものがありますが、本当に節税となるのでしょうか。副業が事業所得となれば損益通算が可能となりますが、雑所得となると損益通算ができないこととなっているため、事業所得になるかどうかのポイントとなります。すなわち、副業以外に安定的な収入源（給与所得）があり、そういった本業の片手間にやる副業は事業所得とは考えられず、そこから生じる損失を給与所得と損益通算することは認められないということになります。

例えば「週末カメラマン」はどうでしょうか。ここでポイントとなるのは、会社勤務で受ける給与所得と副業であるカメラマン収入とのバランスと、その期間が相当期間継続しているかどうかになります。所得に浮き沈みがあること自体は問題とはならない（すなわち、事業は儲かるとは限らない）が数年のトレンドを見て、概ねどの年度をとってもその所得のみでは生計を立てることが困難な場合は、一般に、事業所得として扱われる可能性は低いものと思われれます。特に、会社勤務で安定的な給与所得を受けているサラリーマンの場合は、この給与所得のみでは生計を立てることが困難で、かつ、副業であるカメラマン収入を安定的に稼げており、それが生計を維持するのに必要不可欠な収入源となっているようなケースや、収入（所得）や従事時間のバランスからみて副業が事実上本業化しているようなケース（実際には非常に稀なケースであると考えられますが）、でなければ、副業収入を事業所得とすることは難しいのではないかと考えられます。

心情的にはサラリーマンのささやかな（金額も微々たる）節税策なのだから、これくらい認めてもよいのではないかと、とも思います。